

令和2年4月21日

各小中学校保護者様

行方市教育委員会教育長

臨時休業措置の延長に伴うお子様の家庭での学習、生活及び感染症対策について（お願い）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、全都道府県に緊急事態宣言が発令され、本県においては、特定警戒都道府県に指定されました。これらを受け、本市では、子供たちを感染から守るために、一層の危機感をもち、感染症対策を強化していきたいと考えております。

つきましては、臨時休業を延長し、分散登校を実施して対応いたします。また、全てのご家庭で、家族みんなで感染症対策を実施していただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長と学校再開予定

5月7日(木)まで臨時休業を延長します。5月8日(金)に学校再開の予定です。

※状況により期間を延長する場合があります。

※学校再開に向けての感染症対策として、学校再開日の前日の5月7日(木)までに、学校から電話またはメールによる健康状態等の確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

2 分散した登校日

子供たちのストレス解消、保健安全指導、学習相談及び学習指導、今後の生活や学習についての計画及び指導などのため登校日を設けました。また、感染症対策のため、学年別に登校日としました。なお、指定学年以外の児童生徒は休日となります。

4月24日(金): 小学校2・4・6年生, 中学校3年生
(給食有, 小学生は5時間, 中学生は6時間で下校)

4月27日(月): 小学校1・3・5年生, 中学校1・2年生
(給食有, 小学生は5時間, 中学生は6時間で下校)

3 家庭での感染症対策と学校再開にあたっての健康観察

子供たちを感染から守るために、ご家族みんなで感染症対策をお願いします。

- (1) 「密閉・密集・密接」をさけるなど、平日・休日を問わず、不要不急の外出を控えてください。特に、5月の大型連休の外出を控えるなど、感染症対策の徹底をお願いします。
- (2) 手洗いの徹底、家庭での検温、健康チェックなど、家族みんなで感染症対策をお願いします。
(「家族みんなで感染症対策をしよう」4月6日付配付文書などの参照)
- (3) 熱やかぜの症状などがある場合は、自宅で休養してください。なお、家族に同様の症状がある場合も、学校に連絡して登校を控えてください。欠席扱いにはなりません。

4 生活習慣・学習習慣の育成について

- (1) 「睡眠の確保、3食食べる」習慣作りと、軽い運動をしてストレスの軽減をお願いします。
- (2) 学習内容については、問題集やプリントなどの学習の他に、教科書を活用した予習、調べ学習なども取り入れた学習計画を立て、学校再開の時に提出するようにお願いします。

5 休業中の部活動について

部活動は5月8日(金)までは活動を中止します。

6 その他

- (1) 4月24日(金)及び27日(月)は、給食があります。また、放課後児童クラブを開設します。
- (2) 5月8日(金)の学校再開に伴う連絡は、学校メール、学校のホームページなどにてお知らせします。
- (3) 昨年度未実施、4月の学習内容は、学校再開後に実施します。なお、授業の確保のため、夏季休業日を短縮し、授業日を3週間程度設ける予定です。

(問合せ先)

行方市教育委員会 学校教育課 指導室

電話 0291-35-2111

FAX 0291-35-1785

e-mail name-gakkyo01@city.namegata.lg.jp